

改正

平成28年4月1日訓令第17号

平成29年7月14日訓令第25号

北中城村景観形成助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北中城村全村植物公苑づくり条例（平成10年条例第19号。以下「条例」という。）第14条による助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金交付の対象)

第2条 北中城村景観形成助成金（以下「助成金」という。）の交付対象は、条例第13条第4項により認定した景観協定地区内において、関係者が行う景観形成を図るための措置（以下「景観形成措置」という。）で村長が認めたものとする。

(助成金交付の要件)

第3条 助成金交付の対象は、次の各号とする。

- (1) 屋根の全部又は一部改修等については、琉球瓦の葺き替え及び漆喰塗り替え。
- (2) 建物の新・増・改築については、建築基準法の建築確認を受けた琉球瓦葺き。
- (3) 建築基準法による道路に面する部分の生け垣の設置。
- (4) 建築基準法による道路（建築基準法第42条第2項の道路の場合は敷地後退して積んだ石積み）に面する部分の石垣の設置。または、植栽或いは生け垣のため後退した部分への石垣の設置。
- (5) その他景観形成に特に必要と認めたもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者又は行為に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 助成金交付に係る事業年度内において前項に掲げる工事を完了することができない者。
- (2) 村税及び国民健康保険税その他公共料金を滞納している者。
- (3) すでに助成を受けた助成対象行為。ただし、助成を受けた日が属する年度の翌年度から起算して10年以上経過している行為に該当するときはこの限りではない。
- (4) 他の要綱等により補助を受けようとする者。

3 建て売り住宅の場合は、当該住宅所在地に住民登録後、居住者が第8条の助成金交付申請する

ことができる。

(琉球瓦の助成対象基準)

第4条 琉球瓦とは赤瓦で次の各号のいずれかとする。

- (1) 在来の女瓦の上に男瓦を載せ、その継ぎ目を漆喰で塗り固めるもの。
- (2) 女瓦と男瓦を一体化させたS型瓦。

2 琉球瓦の助成対象面積は次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号の建築物の場合は10平方メートル以上。
- (2) 第3条第1項第5号の場合は3平方メートル以上。

(生け垣の助成対象基準)

第5条 生け垣の助成対象基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 植栽樹木の樹高は0.8m以上で、枝張り幅が0.4m以上であること。
- (2) 設置する生け垣の延長は概ね5m以上であること。
- (3) 植栽方法は、1m当たり2本以上で列状に植え込まれていること。
- (4) コンクリート、ブロック、レンガ、石積み等の囲いの中に生け垣を設置する場合は、その囲いの道路面からの高さは0.6m未満とする。
- (5) 植栽する樹木は、健全なものであること。
- (6) 設置した生け垣は、5年以上撤去しないものとし、善良に管理されること。

(石垣の助成対象基準)

第6条 石垣の助成対象基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 「練り石積み」、「空石積み」或いは「コンクリート壁への石張り」とする。
- (2) 高さは0.6m以上を助成対象とする。
- (3) 空積みの場合は、石を整形し相互にかみ合うよう積み上げたものとする。
- (4) 石の材質は琉球石灰岩とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、別表1の区分ごとに定められた対象事業について、その事業費に交付率を乗じた額または助成限度額のいずれか少ない額以内で、村長の決定した額とする。

2 前項の事業費は村長が別に定める基準単価に実施数量を乗じて算出する。

(助成金交付申請)

第8条 助成金を受けようとする者は、景観形成措置の計画を作成し、景観形成措置に着手する前に、助成金交付申請書(様式第1号)により助成金交付の申請をするものとする。

(審査)

第9条 村長は、前条の助成金交付申請を受けたときは、速やかに申請内容を審査しなければならない。

2 審査により計画の変更を要請する必要があるときは、遅滞なく申請者に通知し、協議するものとする。

(助成金の交付決定通知)

第10条 村長は、審査において当該景観形成措置が景観形成に寄与するものと認めるときは、遅滞なく申請者に助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成金交付決定を通知するものとする。

(計画等の変更)

第11条 計画等の変更をするときは、事前に村長に申し出て承認を得るものとする。

(実績報告)

第12条 助成金の交付決定を受けた者は、景観形成措置の終了後、速やかに実績報告書(様式第3号)により実績報告をするものとする。

(助成金の確定)

第13条 村長は、実績報告の内容を確認し、助成金の額を確定したときは遅滞なく助成金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金交付決定の取消)

第14条 村長は、実績を確認できないときまたは計画と実績が相違しているとき、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(助成金の支払い)

第15条 助成金の確定通知を受けた者は、請求書(様式第5号)により助成金の請求をするものとする。

2 村長は、助成金の請求書を受理した日から30日以内に助成金を支払うものとする。

(適正管理)

第16条 助成金を受けた者は、助成の対象となった事業、建物、その他の工作物等について、その適正管理に努めなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日訓令第17号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月14日訓令第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1（第7条関係）

（単位：万円）

区分			対象事業	交付率	助成限度額
景観 形成 措置	景観 協定 地区	地区の景観形成上	屋根の全部改修等	経費の1/2以内	75
			特に必要と認める		屋根の一部改修等
		もの	生け垣・石垣等		25
			その他		25
	上記以外のもの	建物の新・増・改築	75		
		生け垣・石垣等	経費の1/2以内	25	
		その他	25		

助成金交付申請書

年 月 日

北中城村長 様

住 所 北中城村字
氏 名
(団体及び代表者)

印

北中城村景観形成助成金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称 :
- 2 事業費 : 円
- 3 助成金交付申請額 : 円
- 4 事業実施予定期間 : 年 月 日～ 年 月 日
- 5 計画概要書 : 別添「付表1」
- 6 計画平面図 : 別添
- 7 現況写真 : 別添
- 8 見積書の写し : 別添
- 9 村税完納証明書 : 別添
- 10 その他村長が必要とする書類

(付表1)

計 画 概 要 書

1 申請者

【住 所】 _____

【氏 名】 _____

【電話番号】 _____

2 行為の種類 (該当するものを○で囲む)

●屋根の全部改修等 ●屋根の一部改修等 ●建物の新・増・改築等 ●その他

3 申請内容

【行 為 地】 北中城村字 _____

【行為の予定期間】 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

【工 事 概 要】 _____

【総 工 事 費】 _____ 円

4 助成対象工事費

① 【赤 瓦】

本瓦葺き _____ m² (単価: _____ 円) _____ 円

S瓦葺き _____ m² (単価: _____ 円) _____ 円

② 【石積み、石張り】

石 積 み _____ m² (単価: _____ 円) _____ 円

石 張 り _____ m² (単価: _____ 円) _____ 円

③ 【そ の 他】

_____ m² (単価: _____ 円) _____ 円

④ 【合 計】

(①+②+③) ÷ 2 = _____ 円

5 助成金決定額 _____ 円

(助成対象事業費の2分の1以内とする。)

6 設計者

【設計事務所名】 _____

【所 在 地】 _____

【電 話 番 号】 _____

【氏 名】 _____

北中城指令第 号
年 月 日

住 所：
氏 名：
(団体及び代表者)

北中城村長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金については、審査の結果下記のとおり決定しましたので、北中城村景観形成助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

助成金の額：金 _____ 円

実 績 報 告 書

年 月 日

北中城村長 様

住 所：北中城村字
申請者
氏 名： ⑩
(団体及び代表者)

年 月 日付で交付決定のありました事業を実施したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業所要額： _____ 円
- 2 助成金交付決定額： _____ 円
- 3 事業実施期間： _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日
- 4 事業の内容

【事業内容】

○添付書類

- ①完成写真
- ②請求書の写し
- ③出来高書類等（平面図等）
- ④その他村長が必要と認めるもの

様式第4号（第13条関係）

助 成 金 確 定 通 知 書

北中城指令第 号

年 月 日

住 所：北中城村字
氏 名：
(団体及び代表者)

北中城村長

年度 月 日付「実績報告書」についての審査の結果、 年
月 日 付北中城指令第 号「助成金交付決定通知書」により通知した助成額を
下記のとおり確定したので、北中城村景観形成助成金交付要綱第13条により通知します。

記

助成金確定額：金 _____ 円

請 求 書

請 求 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、
 年度景観形成事業に対する助成金の精算払いとして、上記の金額を
 請求します。

年 月 日

住 所 北中城村字
 氏 名
 (団体及び代表者) 印

北中城村長 様

口 座 振 込 依 頼	
銀 行 名	銀行・農協 (支店)
預金の種類	当座・普通
口座番号	
名 義 人	